

山口県立山口図書館電子図書館サービスにおける電子書籍収集方針

1 趣旨

この方針は、山口県立山口図書館（以下「図書館」という。）が電子図書館サービス提供事業者から電子書籍へのアクセス（閲覧等）権を購入し、県民へ提供するサービス（以下「山口県立山口図書館電子図書館サービス」という。）における電子書籍の収集について、必要事項を定めるものである。

2 基本方針

山口県立山口図書館電子図書館サービスは、県民が図書館に来館することなく、自宅等に居ながら読書や学習、調査・研究をするための資料提供を目指す。よって、電子図書館サービスで提供する資料は、従来の図書館で提供している蔵書構成を基本としつつ、課題解決のための資料を優先して収集する。

3 コンテンツ内容

「山口県立山口図書館資料収集方針」、「山口県立山口図書館分野※別選書基準」及び上記の2に基づき、以下の内容のものを優先して収集する。（※分野とは、主として日本十進分類法の10区分（別表）を指す。以下同じ。）

- （1）事典や辞典等の調べものに役立つもの
 - ・各分野の事典や辞典、図鑑、白書、年鑑等
- （2）ビジネスや法律、医療情報等、仕事や暮らしに役立つもの
 - ・ビジネスについては、ビジネス全体の一般向けの情報（キャリアアップ、仕事術、ビジネス知識、就労支援等）が得られるもの
 - ・法律については、一般向けの全般的な法律相談（遺言・相続、離婚、交通事故、訴訟等）に関するもの
 - ・医療情報については、病気や医療、介護、福祉等の理解を深めるのに役立つもので、科学的根拠があり最新の知見を得られるもの
 - ・その他、税金や年金、子育て、生き方、生涯学習等、暮らしに役立つ内容のもの
- （3）各分野の専門書
 - ・調査や研究に役立つ内容のもの。ただし、極めて専門性の高いものは除く。
- （4）入門書、解説書等
 - ・各分野について、知識を深める内容のもの
- （5）一般資料
 - ・県民の教養等の諸目的に役立つもの
- （6）郷土資料
 - ・山口県に関するもの、山口県と関わりのある事柄や人物等について書かれたもの、山口県出身者及び在住者の著作等

(7) 児童書、ティーンズ向け資料

・子どもの興味に対応でき、特に調べ学習に役立つもの。英語多読資料等も含む。

(8) オーディオブック

・耳からの読書を楽しめるもの

4 収集の留意点

(1) 紙書籍との補完を考慮し、収集する。

(2) 障害者や高齢者、日本語を母語としない利用者等、多様な利用者に対応したコンテンツ形式に留意し、収集する。

(3) 資料の内容や特性に合わせたコンテンツを収集する。

附則

この方針は、令和3年（2021年）6月30日から施行する。

この方針は、令和8年（2026年）6月30日から施行する。

別表

0	総記 (情報学、図書館、図書、百科事典、一般論文集、 逐次刊行物、団体、ジャーナリズム、叢書)
1	哲学 (哲学、心理学、倫理学、宗教)
2	歴史 (歴史、伝記、地理)
3	社会科学 (政治、法律、経済、統計、社会、教育、風俗習 慣、国防)
4	自然科学 (数学、理学、医学)
5	技術 (工学、工業、家政学)
6	産業 (農林水産業、商業、運輸、通信)
7	芸術 (美術、音楽、演劇、スポーツ、諸芸、娯楽)
8	言語
9	文学